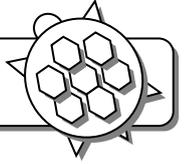




ずいぶん和らしくなりましたが、いかがお過ごしでしょうか？

亀のように歩みは遅くとも、『お金力』をしっかりと、確実に身につけていただく【亀さん通信】第 168 号の発信です！

我が家は TV アンテナが倒れました…



今月初めに各地で大きな被害を出した台風 21 号。その猛威は記憶に新しいところです。私自身も強風に恐怖を覚えたのは、本当に久しぶりでした。ところで、当社は保険代理店。ということで、9 月 4 日から早速電話が鳴り続け、しばらくは本当に大変でした。今になっても被害連絡が入るほどですから、改めて自然災害の怖さを痛感させられた次第。ご承知の通り、**台風などの風災は火災保険で補償**されますが、今回はその詳細を再確認してみたいと思います。

火災保険では、風による損害を「**風災・雹（ひょう）災・雪災**」という補償でカバーします。建物はもちろんのこと、カーポート、テラス、TV アンテナ、物置なども補償の対象です。地震、そして水災と、このところ自然災害の話が続きましたのでおさらいになりますが、火災保険には**自由化前の業界共通商品**と**自由化後の各社独自商品**があり、それぞれで保険金の支払い条件が異なります。

■自由化前の業界共通商品

住宅火災保険や**住宅総合保険**などがこのタイプです。これらの商品は**損害額が 20 万円に満たない場合**は、保険金の支払い対象となりません。要するに台風などで被害を受けても、損害額が 19 万円なら保険金は支払われず、20 万以上になってはじめて補償が受けられるということ。仮に 20 万円の損害が認められれば、その全額が支払われます。

■自由化後の各社独自商品

0 円、5 千円、1 万円、3 万円、5 万円といった**自己負担額を設定**するのが一般的であり、保険金から自己負担額を差し引いた金額が支払われます。なお、自己負担額を高くするほど、保険料が安くなることは言うまでもありません。

風災で特に注意しておきたいのが**雨漏り**。雨や風などの吹き込みによって生じた損害については、台風などによって屋根の一部が壊れるなど、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災などの事故によって破損し、その**破損部分から内部に吹き込むこと**によって生じた損害に限られます。つまり老朽化やもともとあった隙間などから、雨がしみ込んできた場合などは補償の対象にならないということ。とはいえ、雨漏りの原因が自然災害によるものなのか、それとも経年劣化によるものなのかは、判断がむずかしいのが実状。ですから結構揉めるのです。雨漏りは…

また火災保険金の請求をややこしくしているのが、**不正な保険請求を行わせる業者**の存在。経年劣化による損傷を、自然災害が原因という理由で保険金を請求させるのはもちろん、本当に悪質なものになると、**故意に屋根などを壊す**こともあるようです。当社でも一時期は大いに悩まされました。「解約すると言ったら、解約料として保険金の 50%を請求された…」など、全国の消費生活センターや国民生活センターには多くの相談が寄せられているとのこと。大きな自然災害が起こるたびに悪徳業者が横行しますので、ご注意ください。

台風 21 号による被害の受付件数が、今月 12 日時点で 48 万件を上回り、**地震を除く自然災害で過去最多になる可能性**があると損害保険協会が発表しました。各保険会社の支払部門は土日を返上して業務にあたっていますが、被災された多くの方々に、**迅速かつ適正な保険金**が支払われることを切に願っております。私がお力になれることがありましたら、何なりとお問い合わせください。

台風 24 号にはくれぐれもお気をつけください。

(株)亀山保険事務所 亀山裕弘 (ミレロ) 1 級ファイナンシャル・プランニング 技能士 0575-28-2768 info@kameyama-hoken.com